



発行 新潟県

号外 1

令和5年3月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 条 例

- 3 新潟県国際交流推進基金条例（国際課）
- 4 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（行政改革課）
- 5 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（法務文書課）
- 6 新潟県県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 7 新潟県子育て等応援基金条例（子ども家庭課）
- 8 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（創業・イノベーション推進課）
- 9 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例（産業立地課）
- 10 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（産業立地課）
- 11 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（雇用能力開発課）
- 12 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（文化課）
- 13 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例（畜産課）
- 14 新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例の一部を改正する条例（畜産課）
- 15 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例（都市整備課）
- 16 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（建築住宅課）
- 17 新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例（港湾振興課）
- 18 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）
- 19 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（交通企画課）
- 20 新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（交通規制課）

## 本号で公布された主な条例のあらまし

## ◇新潟県国際交流推進基金条例（新潟県条例第3号）

## 1 基金の設置

本県と北東アジア地域等との経済交流や広域連携等を促進し、本県の拠点性の向上に資する取組を推進する経費の財源に充てるため、新潟県国際交流推進基金を設置することとしました。

## 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

## ◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第4号）

## 1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

- (1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）
- (2) 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（第2条関係）
- (3) 新潟県覚醒剤取締法施行条例（第3条関係）
- (4) 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（第4条関係）

## 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県県税条例の一部を改正する条例（新潟県条例第6号）

## 1 不動産取得税に関する規定の整備等

令和5年度税制改正に伴い、不動産取得税に関する規定の整備、軽油引取税に関する規定の整備等を行うこととしました。(第1条関係)

## 2 自動車税の種別割に関する規定の整備

令和5年度税制改正に伴い、自動車税の種別割の税率の特例に関する規定の整備を行うこととしました。(第1条及び第2条関係)

## 3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

## ◇新潟県子育て等応援基金条例（新潟県条例第7号）

## 1 基金の設置

少子化対策に資する子育て等支援策の一層の充実に向け、結婚や子育て・教育に係る負担の軽減等を通じて、子育て等を応援するため、新潟県子育て等応援基金を設置することとしました。

## 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第8号）

## 1 手数料の新設等

機器の設置等に伴い、試験等の種類及び手数料の算定の単位を改正することとしました。(別表関係)

## 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第9号）

## 1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成35年3月31日から令和15年3月31日に見直すこととしました。(附則関係)

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

## 1 失効規定の見直し

条例の失効日を、令和5年3月31日から令和8年3月31日に見直すこととしました。(附則第2項関係)

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第11号）

## 1 寄宿料の改正

寄宿料について、積算根拠の見直しに伴い、その額を引き上げることとしました。(第18条関係)

## 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第13号）

## 1 豚熱予防液の管理に係る手数料の改正

知事が登録する飼養衛生管理者による豚熱予防注射の接種の開始に伴い、豚熱予防液の管理に係る手数料の規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

## 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第14号）

- 1 畜産業用車庫の敷地と道路との関係等についての制限の付加  
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則等の改正に伴い、畜産業用車庫の敷地と道路との関係等についての制限を付加することとしました。(第7条～第9条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県都市公園条例の一部を改正する条例（新潟県条例第15号）

- 1 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場の使用料の改正等  
新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（南側）を人工芝化すること等に伴い、使用料に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。(第1条関係)
- 2 新潟県立鳥屋野潟公園スケートパークの新設  
新潟県立鳥屋野潟公園スケートパークを新設することに伴い、その供用時間、使用料等を新たに規定することとしました。(第2条関係)
- 3 施行期日  
この条例は、1については令和5年4月1日から、2については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

## ◇新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（新潟県条例第16号）

- 1 条例による事務処理の特例に係る事務の追加  
建築基準法の改正に伴い、省エネルギー改修等の円滑化に向けた建蔽率の緩和の特例許可等に関する事務を市町村が処理することとしました。(第30条関係)
- 2 手数料の新設等  
建築基準法の改正に伴い、省エネルギー改修等の円滑化に向けた建蔽率の緩和の特例許可申請手数料等を定めることとしました。(別表関係)
- 3 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例（新潟県条例第17号）

- 1 万代島バスプールの設置  
万代島バスプールを新潟市中央区万代島に設置することとし、旅客の乗降のため又は運行時間を調整するため、乗合自動車を停車させ、又は駐車させることとしました。(第1条関係)
- 2 万代島バスプールの使用に係る使用料の新設  
万代島バスプールを使用する場合の使用料を新たに規定することとしました。(別表関係)
- 3 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第19号）

- 1 道路交通法関係手数料の改正  
道路交通法の改正に伴い、特定自動運行の許可及び特定自動運行計画の変更の許可に係る手数料を新たに規定することとしました。(第8条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県国際交流推進基金条例
- (2) 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例
- (3) 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県子育て等応援基金条例
- (6) 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- (10) 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (11) 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例
- (18) 新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

---

## 新潟県条例第3号

## 新潟県国際交流推進基金条例

(設置)

**第1条** 本県と北東アジア地域等との経済交流や広域連携等を促進し、本県の拠点性の向上に資する取組を推進する経費の財源に充てるため、新潟県国際交流推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

**第4条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

**第5条** 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

**第6条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

---

新潟県条例第4号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動後別表細目号」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動別表細目号」という。)が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号(以下この条において「追加別表細目号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)~(3) (略)		(1)~(3) (略)	
(4) 防災局関係		(4) 防災局関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
4 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)	4 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)
(1)~(72) (略)		(1)~(72) (略)	
<u>(73) 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第31条の2第2項の規定による届出の受理</u>		(73) 冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)第21条第2項の規定による製造施設完成検査証の交付	
<u>(74) 冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)第3条の2第2項の規定による届出の受理</u>		<u>(74) (略)</u>	
<u>(75) 冷凍保安規則第21条第2項の規定による製造施設完成検査証の交付</u>		<u>(75) (略)</u>	
<u>(76) (略)</u>			
<u>(77) (略)</u>			
<u>(78) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第3条の2第2項の規定による届出の受理</u>		<u>(76) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第32条第2項の規定による製造施設完成検査証又は第1種貯蔵所完成検査証の交付</u>	
<u>(79) 液化石油ガス保安規則第32条第2項の規定による製造施設完成検査証又は第1種貯蔵所完成検査証の交付</u>		<u>(77) (略)</u>	
<u>(80) (略)</u>		<u>(78) 液化石油ガス保安規則第77条第2項ただし書の規定による届出の受理</u>	
<u>(81) 液化石油ガス保安規則第77条第3項の規定による届出の受理</u>			

<p>(82) <u>液化石油ガス保安規則第77条第7項</u>の規定による保安検査証の交付</p> <p>(83) <u>一般高压ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第3条の2第2項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(84) 一般高压ガス保安規則第31条第2項の規定による製造施設完成検査証又は第1種貯蔵所完成検査証の交付</p> <p>(85) (略)</p> <p>(86) <u>一般高压ガス保安規則第79条第3項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(87) <u>一般高压ガス保安規則第79条第7項</u>の規定による保安検査証の交付</p> <p>(88) <u>コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第3条の2第2項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(89) <u>コンビナート等保安規則第15条第2項</u>の規定による製造施設完成検査証の交付</p> <p>(90) <u>コンビナート等保安規則第34条第3項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(91) <u>コンビナート等保安規則第34条第7項</u>の規定による保安検査証の交付</p> <p>(92) <u>国際相互承認に係る容器保安規則(平成28年経済産業省令第82号)第21条の2第2項</u>の規定による届出の受理</p>		<p>(79) <u>液化石油ガス保安規則第77条第6項</u>の規定による保安検査証の交付</p> <p>(80) <u>一般高压ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第31条第2項</u>の規定による製造施設完成検査証又は第1種貯蔵所完成検査証の交付</p> <p>(81) (略)</p> <p>(82) <u>一般高压ガス保安規則第79条第2項ただし書</u>の規定による届出の受理</p> <p>(83) <u>一般高压ガス保安規則第79条第6項</u>の規定による保安検査証の交付</p> <p>(84) <u>コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第15条第2項</u>の規定による製造施設完成検査証の交付</p> <p>(85) <u>コンビナート等保安規則第34条第2項ただし書</u>の規定による届出の受理</p> <p>(86) <u>コンビナート等保安規則第34条第6項</u>の規定による保安検査証の交付</p>
<p>4の2 高压ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(高压ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(64) (略)</p> <p>(65) <u>冷凍保安規則第3条の2第2項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(66) (略)</p> <p>(67) (略)</p> <p>(68) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>4の2 高压ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(高压ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第22条各号に掲げる事業所、設備又は施設に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(64) (略)</p> <p>(65) (略)</p> <p>(66) (略)</p> <p>(67) (略)</p>

<p>(69) <u>液化石油ガス保安規則第3条の2第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(70) (略)</p> <p>(71) (略)</p> <p>(72) <u>液化石油ガス保安規則第77条第3項の規定による届出の受理</u></p> <p>(73) <u>液化石油ガス保安規則第77条第7項の規定による保安検査証の交付</u></p> <p>(74) <u>一般高圧ガス保安規則第3条の2第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(75) (略)</p> <p>(76) (略)</p> <p>(77) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第3項の規定による届出の受理</u></p> <p>(78) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第7項の規定による保安検査証の交付</u></p> <p>(79) <u>コンビナート等保安規則第3条の2第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(80) (略)</p> <p>(81) <u>コンビナート等保安規則第34条第3項の規定による届出の受理</u></p> <p>(82) <u>コンビナート等保安規則第34条第7項の規定による保安検査証の交付</u></p>		<p>(68) (略)</p> <p>(69) (略)</p> <p>(70) <u>液化石油ガス保安規則第77条第2項ただし書の規定による届出の受理</u></p> <p>(71) <u>液化石油ガス保安規則第77条第6項の規定による保安検査証の交付</u></p> <p>(72) (略)</p> <p>(73) (略)</p> <p>(74) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第2項ただし書の規定による届出の受理</u></p> <p>(75) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第6項の規定による保安検査証の交付</u></p> <p>(76) (略)</p> <p>(77) <u>コンビナート等保安規則第34条第2項ただし書の規定による届出の受理</u></p> <p>(78) <u>コンビナート等保安規則第34条第6項の規定による保安検査証の交付</u></p>
<p>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(56) (略)</p> <p>(57) <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下この項において「省令」という。）第5条の2第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(58) <u>省令第59条第2項の規定による貯蔵施設等完成検査証の交付</u></p>	<p>(略)</p>	<p>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(56) (略)</p> <p>(57) <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行</u></p>



<p>(59) (略)</p> <p>(60) 省令第81条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(61) (略)</p> <p>(62) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>規則(平成9年通商産業省令第11号。以下この項において「省令」という。)第59条第2項の規定による貯蔵施設等完成検査証の交付</p> <p>(58) (略)</p> <p>(59) 省令第81条第1項ただし書の規定による届出の受理</p> <p>(60) (略)</p> <p>(61) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例(平成12年新潟県条例第21号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法及びこの条例に基づく事務(前各号に掲げる事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法及びこの条例に基づく事務(前各号に掲げる事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付</p> <p>(6) (略)</p>

(新潟県覚醒剤取締法施行条例の一部改正)

第3条 新潟県覚醒剤取締法施行条例(平成12年新潟県条例第22号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第6条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第6条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第4条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定</p>

<p>に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。</u>）は、新潟市が処理することとする。</p>	<p>に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第4号の表4の項第86号の改正（「第34条第6項」を「第34条第7項」に改める部分に限る。）、同項第85号の改正（「第34条第2項ただし書」を「第34条第3項」に改める部分に限る。）、同項第83号の改正（「第79条第6項」を「第79条第7項」に改める部分に限る。）、同項第82号の改正（「第79条第2項ただし書」を「第79条第3項」に改める部分に限る。）、同項第79号の改正（「第77条第6項」を「第77条第7項」に改める部分に限る。）及び同項第78号の改正（「第77条第2項ただし書」を「第77条第3項」に改める部分に限る。）、同表第4の2の項第78号の改正（「第34条第6項」を「第34条第7項」に改める部分に限る。）、同項第77号の改正（「第34条第2項ただし書」を「第34条第3項」に改める部分に限る。）、同項第75号の改正（「第79条第6項」を「第79条第7項」に改める部分に限る。）、同項第74号の改正（「第79条第2項ただし書」を「第79条第3項」に改める部分に限る。）、同項第71号の改正（「第77条第6項」を「第77条第7項」に改める部分に限る。）及び同項第70号の改正（「第77条第2項ただし書」を「第77条第3項」に改める部分に限る。）並びに同表5の項第59号の改正（「第81条第1項ただし書」を「第81条第2項」に改める部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。（新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正）
- 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和4年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。  
第32条の改正規定の表中新潟県覚醒剤取締法施行条例第6条の改正に係る部分を次のように改める。

<p>(事務処理の特例) <b>第6条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。</p>	<p>(事務処理の特例) <b>第6条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第33条の改正規定の表中新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第10条の改正に係る部分を次のように改める。

<p>(事務処理の特例) <b>第10条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を</p>	<p>(事務処理の特例) <b>第10条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。

新潟市が処理することとする。

新潟県条例第5号

新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p><b>第3条</b> 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条第2号ウに掲げる情報（<u>法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するもの及び同項第2号ハの規定により開示することとされている情報を除く。</u>）とする。</p> <p>（開示決定等の期限）</p> <p><b>第4条</b> 開示決定等は、開示請求があった日から<u>14日</u>以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p><b>第5条</b> 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>44日</u>以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、法第84条各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（設置等）</p> <p><b>第9条</b> （略）</p> <p><u>2 審査会は、新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年新潟県条例第48号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議することができる。</u></p> <p><u>3 審査会は、法第129条又は議会個人情報保護条</u></p>	<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p><b>第3条</b> 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条第2号ウに掲げる情報（<u>法第78条第1項第2号ハの規定により開示することとされている情報を除く。</u>）とする。</p> <p>（開示決定等の期限）</p> <p><b>第4条</b> 開示決定等は、開示請求があった日から<u>15日</u>以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p><b>第5条</b> 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>45日</u>以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、法第84条各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（設置等）</p> <p><b>第9条</b> （略）</p> <p><u>2 審査会は、法第129条の規定による諮問に応じ、</u></p>

<p>例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の保護に関する事項について建議することができる。</p> <p><u>4 前項の規定により県の機関が審査会に諮問することができるのは、次に掲げる事項を定めようとする場合とする。</u></p> <p>(1) <u>この条例の改廃の方針に係る事項（重要なものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>この条例の取扱いの方針に係る事項（特に重要なものに限る。）</u></p> <p>5 審査会は、<u>前各項</u>に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。</p> <p>（調査権限）</p> <p><b>第15条</b> 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした県の機関等又は<u>議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長</u>（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（提出資料の写しの送付等）</p> <p><b>第16条</b> （略）</p> <p>2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した<u>審査請求人等の意見を聴かなければならない</u>。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>個人情報の保護に関する事項について建議することができる。</p> <p>3 審査会は、<u>前2項</u>に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。</p> <p>（調査権限）</p> <p><b>第15条</b> 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした県の機関等（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（提出資料の写しの送付等）</p> <p><b>第16条</b> （略）</p> <p>2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した<u>諮問庁の意見を聴かなければならない</u>。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第6号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加え、同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法）</p> <p><b>第20条</b> 市町村は、<u>法第739条の4第2項（個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の納付又は納入等）</u>の規定により個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合は、別に知事が定める払込書によって県に払い込むと同時に、別に知事が定める収入計算書を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><b>第17条</b> （略）</p> <p style="text-align: center;">（都市再生緊急整備地域における不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p><b>第17条の2</b> <u>法附則第11条第7項本文に規定する条例で定める割合は、5分の1とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税の徴収猶予の申告）</p> <p><b>第19条</b> 法附則第11条の4第3項及び第5項（不動産取得税の減額等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>法附則第11条の4第3項又は第5項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）</p> <p><b>第19条の4</b> 次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の</p>	<p style="text-align: center;">（個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法）</p> <p><b>第20条</b> 市町村は、<u>法第42条第3項（個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の払込み）</u>の規定により個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合は、別に知事が定める払込書によって県に払い込むと同時に、別に知事が定める収入計算書を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><b>第17条</b> （略）</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税の徴収猶予の申告）</p> <p><b>第19条</b> 法附則第11条の4第2項、第5項及び第7項（不動産取得税の減額等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>法附則第11条の4第2項、第5項又は第7項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）</p> <p><b>第19条の4</b> 次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の</p>

2の7第2項(軽油引取税の課税免除の特例)において準用する法第144条の27第1項(免税軽油の引取り等に係る報告義務)の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。

(1) (略)

(2) 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げる軽油の引取りを行う自衛隊又はオーストラリア

軍隊

(3) (略)

2 (略)

(自動車税の種別割の税率の特例)

**第20条** 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条第2項において同じ。)、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であることを除く。)、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの(次条において「自家用乗用車等」という。)、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。))又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(次項第5号及び第3項第2号において「石油ガス自動車」という。))で平成25年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。))を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。))

2の7第2項(軽油引取税の課税免除の特例)において準用する法第144条の27第1項(免税軽油の引取り等に係る報告義務)の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。

(1) (略)

(2) 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げる軽油の引取りを行う自衛隊

(3) (略)

2 (略)

(自動車税の種別割の税率の特例)

**第20条** 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。))、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であることを除く。以下この条において同じ。))、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの(以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。))、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成22年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。))を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。))

その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたものの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたものの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2. 次に掲げる自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合するもの又は同条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の



<p>2  次に掲げる自動車(令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年</p>	<p>値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準(以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車</p> <p>3  次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。</p> <p>(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>4  第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。</p> <p>5  次に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の</p>
------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) (略)

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車又は第65条第1項の表第5号乗用車に類するものであって営業用のもの（以下この項及び次項において「営業用乗用車等」という。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基

自動車税の種別割に限り、当該自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) (略)

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車又は第65条第1項の表第5号乗用車に類するものであって営業用のもの（以下この項及び次項において「営業用乗用車等」という。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のも

<p>準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>(6) 軽油自動車(営業用乗用車等に限る。)のうち、<u>法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準</u> (次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は<u>同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準</u> (次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>3 次に掲げる自動車のうち、営業用乗用車等(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、<u>当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、<u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあっては軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第5項の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。</p>	<p>ので施行規則で定めるもの</p> <p>(6) 軽油自動車(営業用乗用車等に限る。)のうち、<u>平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>6 次に掲げる自動車のうち、営業用乗用車等(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には<u>令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>7 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、<u>第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項及び第5項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第3項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第8項の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

附則別表第1及び附則別表第2を次のように改める。

附則別表第1

自動車 の 区 分			税率 ( 年 額 )		
			重 課 税 率	最大軽課税率	中間軽課税率
(1) 乗 用車	営業 用	電気自動車		2,000円	
		総排気量が1リットル以下のもの	8,600円	2,000円	4,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700円	2,500円	4,500円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900円	2,500円	5,000円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800円	3,500円	7,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000円	4,000円	8,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500円	4,500円	9,000円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500円	5,500円	10,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100円	6,000円	12,000円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200円	7,000円	14,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	46,800円	10,500円	20,500円	
	自家 用	電気自動車		6,500円	
		総排気量が1リットル以下のもの		6,500円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		8,000円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		9,000円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		11,000円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		12,500円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		14,500円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		16,500円	
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの			19,000円		
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		22,000円			
総排気量が6リットルを超えるもの		27,500円			
(2) ト ラッ ク	営業 用	電気自動車		2,000円	
		最大積載量が1トン以下のもの	7,100円	2,000円	
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900円	2,500円	
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200円	3,000円	
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500円	4,000円	
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300円	5,000円	

		下のもの				
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200円	5,500円		
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000円	6,500円		
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400円	7,500円		
		最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額		
自家用	電気自動車			2,000円		
		最大積載量が1トン以下のもの	8,800円	2,000円		
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	12,600円	3,000円		
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	17,600円	4,000円		
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	22,500円	5,500円		
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	28,000円	6,500円		
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	33,000円	7,500円		
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	38,500円	9,000円		
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	44,500円	10,500円		
				最大積載量が8トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,900円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,600円を加算した額
けん引車	営業用	小型自動車に属するもの	8,200円	2,000円		
		普通自動車に属するもの	16,600円	4,000円		
	自家用	小型自動車に属するもの	11,200円	3,000円		
		普通自動車に属するもの	22,600円	5,500円		
(3) バス	営業用	一般乗合用バス	乗車定員が30人以下のもの		3,000円	
			乗車定員が30人を超え40人以下のもの		4,000円	
			乗車定員が40人を超え50人以下のもの		4,500円	
			乗車定員が50人を超え60人以下のもの		5,000円	
			乗車定員が60人を超え70人以下のもの		6,000円	
			乗車定員が70人を超え80人以下のもの		6,500円	

		乗車定員が80人を超えるもの		7,500円	
	一般乗合バス以外のバス	乗車定員が30人以下のもの	29,100円	7,000円	
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200円	8,000円	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800円	9,500円	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400円	11,000円	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500円	13,000円	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700円	14,500円	
		乗車定員が80人を超えるもの	70,400円	16,000円	
		自家用	乗車定員が30人以下のもの	36,300円	8,500円
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの		45,100円	10,500円	
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの		53,900円	12,500円	
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの		62,700円	14,500円	
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの		72,000円	16,500円	
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの		81,400円	18,500円	
	乗車定員が80人を超えるもの		91,300円	21,000円	
(4) 三輪の小型自動車	三輪の小型自動車	営業用	5,100円	1,500円	2,500円
		自家用	6,900円	1,500円	
(5) 特種用途自動車	キャンピング車	電気自動車		5,000円	
		総排気量が1リットル以下のもの		5,000円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		6,500円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		7,500円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		9,000円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		10,000円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		11,500円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		13,500円	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		15,500円	

		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		17,500円	
		総排気量が6リットルを超えるもの		22,000円	
	霊きゆう車		9,700円	2,200円	
乗用車に類するもの	営業用	電気自動車		1,900円	
		総排気量が2リットル以下のもの	8,600円	1,900円	4,000円
		総排気量が2リットルを超えるもの	15,800円	3,500円	7,000円
	自家用	電気自動車		6,500円	
		総排気量が2リットル以下のもの		6,500円	
		総排気量が2リットルを超えるもの		9,000円	
トラックに類するもの	最大積載量の定めのあるもの		第2号に掲げる当該税率の額		
	最大積載量の定めのないもの	車両重量が3トン以下のもの	12,600円	2,900円	
		車両重量が3トンを超え10トン以下のもの	28,000円	6,400円	
		車両重量が10トンを超えるもの	28,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに11,100円を加算した額	6,400円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに2,600円を加算した額	
バスに類するもの	営業用	普通自動車に属するもの	15,900円	3,700円	
		小型自動車に属するもの	13,200円	3,000円	
	自家用	普通自動車に属するもの	45,100円	10,300円	
		小型自動車に属するもの	36,300円	8,300円	
	三輪の小型自動車に類するもの		第4号に掲げる当該税率の額		

附則別表第2

自動車 の 区 分		税率 ( 年 額 )	
		重 課 税 率	軽 課 税 率
営業用	電気自動車		1,000円
	総排気量が1リットル以下のもの	4,100円	1,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200円	1,200円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900円	1,600円
自家用	電気自動車		1,300円
	総排気量が1リットル以下のもの	5,700円	1,300円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,900円	1,600円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,800円	2,000円

附 則

(施行期日)

- この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第1条中新潟県県税条例第20条の改正 令和6年1月1日
  - 第1条中新潟県県税条例附則第19条の4の改正 改正法附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日（不動産取得税に関する経過措置）
- この条例による改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）附則第17条の2及び第19条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用

し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

- 4 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。
-



## 新潟県条例第7号

新潟県子育て等応援基金条例

(設置)

**第1条** 少子化対策に資する子育て等支援策の一層の充実に向け、結婚や子育て・教育に係る負担の軽減等を通じて、子育て等を応援するため、新潟県子育て等応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

**第4条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

**第5条** 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

**第6条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

---

新潟県条例第8号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
試験、検査等の種類		手数料の算定の単位		試験、検査等の種類		手数料の算定の単位	
1 分析	(略)			1 分析	(略)		
	(3)	ア 機器による定性分析又は定量分析 (ア)～(カ) (略)	(略)		(3)	ア 機器による定性分析又は定量分析 (ア)～(カ) (略)	(略)
		キ) ガスクロマトグラフ質量分析 a～d (略)	(略)			キ) ガスクロマトグラフ質量分析 a～d (略)	(略)
		e MS/M S法による分析の追加	<u>1 試料1測定3</u> <u>親イオンまで</u> <u>1 親イオン増すごとに</u>			e MS/M S法による分析の追加	<u>1 試料1測定1</u> <u>親イオン</u>
		f (略)	(略)			f (略)	(略)
		(ク)～(コ) (略)	(略)			(ク)～(コ) (略)	(略)
(略)				(略)			
2 測定	(略)			2 測定	(略)		
	(3)	ア 顕微鏡試験 (ア)～(オ) (略)	(略)		(3)	ア 顕微鏡試験 (ア)～(オ) (略)	(略)
		カ) 電界放出形電子顕微鏡観察 a～c (略)	(略)			カ) 電界放出形電子顕微鏡観察 a～c (略)	(略)
		キ) (略)	(略)			<u>d 試料調整</u> キ) (略)	<u>1 試料1断面</u> (略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
	エ 照度、光沢度、曇度、反射率又は透過率の測定	(略)		エ 照度、光沢度、曇度、反射率又は透過率の測定	(略)		
	オ 試料調整 (ア) 走査型電子顕微鏡観察 (イ) 電界放出形電子顕微鏡観察	1 試料1断面 "					
(略)				(略)			

3 試験	(1)	ア 引張り試験、 圧縮試験、抗折 試験、曲げ試験 又はせん断試験 <u>(ア) 恒温槽を使 用しない場合</u> <u>(イ) 恒温槽を使 用する場合</u>	<u>1 試料</u>  //
		(略)	
	(2)	(略)	
	材 料 性 状 試 験	エ 繊維 <u>(ア) (略)</u> <u>(イ) 繊維測定試 験</u>	(略)  //
		<u>(ウ)～(ク) (略)</u>	(略)
		(略)	
	(略)		
	(6)	硬さ、密着又は 耐摩耗試験	(略)
	(略)		
	(8)	(略)	
<u>カ</u> 試験中の試料 状態の記録		1 回	
	<u>キ</u> 試料調整	(略)	
(略)			
(略)			
備考	(略)		

3 試験	(1)	ア 引張り試験、 圧縮試験、抗折 試験、曲げ試験 又はせん断試験	<u>1 試料</u>
		(略)	
	(2)	(略)	
	材 料 性 状 試 験	エ 繊維 <u>(ア) (略)</u> <u>(イ) 繊維測定試 験</u> <u>a 繊維測定</u> <u>b 繊維むら</u> <u>測定</u>	(略)  // //
		<u>(ウ)～(ク) (略)</u>	(略)
		(略)	
		(略)	
	(略)		
	(6)	硬さ、密着、耐 摩耗又は耐薬品性 試験	(略)
	(略)		
(8)	(略)		
	<u>カ</u> 試料調整	(略)	
(略)			
(略)			
備考	(略)		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 新潟県条例第9号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和15年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

## 新潟県条例第10号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 （略） （この条例の失効）	1 （略） （この条例の失効）
2 この条例は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）	2 この条例は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）
3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地( <u>令和6年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。)において、 <u>令和10年3月31日</u> までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>令和11年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。	3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地( <u>令和3年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。)において、 <u>令和7年3月31日</u> までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>令和8年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。
4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地( <u>令和6年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。)において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>令和11年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。	4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地( <u>令和3年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。)において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>令和8年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第11号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(寄宿料)	(寄宿料)
<b>第18条</b> 寄宿舎に入舎している者は、月額 <u>3,590円</u> 以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。 2・3 (略)	<b>第18条</b> 寄宿舎に入舎している者は、月額 <u>3,500円</u> 以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。

新潟県条例第12号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 新潟県旅館業法施行条例 (昭和45年新潟県条例第51号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(社会教育施設等) 第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号 (法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 博物館法 (昭和26年法律第285号) <u>第 2 条第 1 項</u> に規定する博物館及び同法 <u>第31条第 2 項</u> に規定する <u>指定施設</u> (3)～(8) (略) 2 (略)	(社会教育施設等) 第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号 (法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 博物館法 (昭和26年法律第285号) <u>第 2 条</u> に規定する博物館及び同法 <u>第29条</u> に規定する <u>博物館に相当する施設</u> (3)～(8) (略) 2 (略)

(新潟県青少年健全育成条例の一部改正)

第 2 条 新潟県青少年健全育成条例 (昭和52年新潟県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(販売等制限図書類等の自動販売機等への収納禁止等) 第23条 (略) 2～4 (略) 5 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地 (これらの用に供すると決定した土地を含む。)の周囲200メートル以内の区域及び都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第 9 条第 1 項から第 7 項までに規定する地域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 博物館法 (昭和26年法律第285号) 第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法 <u>第31条第 2 項</u> に規定する <u>指定施設</u> (4)・(5) (略) 6 (略)	(販売等制限図書類等の自動販売機等への収納禁止等) 第23条 (略) 2～4 (略) 5 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地 (これらの用に供すると決定した土地を含む。)の周囲200メートル以内の区域及び都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第 9 条第 1 項から第 7 項までに規定する地域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 博物館法 (昭和26年法律第285号) 第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法 <u>第29条</u> に規定する <u>博物館に相当する施設</u> (4)・(5) (略) 6 (略)

(新潟県立近代美術館協議会条例の一部改正)

第 3 条 新潟県立近代美術館協議会条例 (平成 5 年新潟県条例第23号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、博物館法 (昭和26年法律第285号) <u>第23条第 1 項</u> の規定に基づき、新潟県立近代美術館協議会 (以下「協議会」という。)を設置し、	(趣旨) 第 1 条 この条例は、博物館法 (昭和26年法律第285号) <u>第20条第 1 項</u> の規定に基づき、新潟県立近代美術館協議会 (以下「協議会」という。)を設置し、

その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
----------------------------	----------------------------

(新潟県立近代美術館条例の一部改正)

**第4条** 新潟県立近代美術館条例（平成5年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(設置) <b>第1条</b> 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、新潟県立近代美術館（以下「美術館」という。）を長岡市千秋3丁目に設置する。	(設置) <b>第1条</b> <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、</u> 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、新潟県立近代美術館（以下「美術館」という。）を長岡市千秋3丁目に設置する。
2 (略)	2 (略)

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 新潟県条例第13号

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例（昭和31年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第2条</b>（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>知事認定獣医師等</u>（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項の特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師若しくは知事が認定する団体に属する獣医師又は知事が登録する飼養衛生管理者をいう。）が注射する豚熱予防液の管理に係る手数料の額は、1件につき60円とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p><b>第2条</b>（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>知事認定獣医師</u>（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項の特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師又は知事が認定する団体に属する獣医師をいう。）が注射する豚熱予防液の管理に係る手数料の額は、1件につき60円とする。</p> <p>3 （略）</p>

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県条例第14号

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例（令和4年新潟県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（都市計画区域及び準都市計画区域外の畜舎等に対する適用除外等）</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる畜舎等については、<u>第6条から第9条までの規定は適用しない。</u></p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）<u>第6条から第9条までに規定する畜舎等で知事が避難又は通行の安全上支障がないと認めたもの</u></p> <p>2（略）</p> <p><b>第6条</b>（略）</p> <p><u>（耐火建築物等としなければならない畜舎等の敷地と道路との関係）</u></p> <p><b>第7条</b> <u>省令第24条の2第1項の規定により耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない畜舎等の敷地は、道路に4メートル以上有効に接しなければならない。ただし、敷地の路地状部分だけで道路に接し、かつ、その長さが20メートルを超える場合においては、当該路地状部分の幅員は、6メートル以上でなければならない。</u></p> <p><u>（畜産業用車庫の敷地と道路との関係）</u></p> <p><b>第8条</b> <u>畜産業用車庫の用途に供する畜舎等（畜産業用車庫の用途に供する部分（専ら自動車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）に限る。以下この条において同じ。）の床面積の合計が50平方メートルを超えるものに限る。次条において同じ。）の敷地から道路に通ずる自動車の出入口は、幅員6メートル以上の道路に面して設けなければならない。ただし、畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下である場合において、その敷地の前面道路の幅員が現に4メートル以上であり、かつ、その数値と次条第1項に定める前面空地の奥行きの数値との和が6メートル以上となる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（畜産業用車庫の前面空地）</u></p> <p><b>第9条</b> <u>畜産業用車庫の用途に供する畜舎等の自動</u></p>	<p>（都市計画区域及び準都市計画区域外の畜舎等に対する適用除外等）</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる畜舎等については、<u>第6条の規定は適用しない。</u></p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）<u>第6条に規定する畜舎等で知事が避難又は通行の安全上支障がないと認めたもの</u></p> <p>2（略）</p> <p><b>第6条</b>（略）</p>

車の出入口は、道路境界線から 1 メートル以上後退し、かつ、前面道路の通行の見通しができるように設けなければならない。

2 自動車を昇降させる設備を設ける畜産業用車庫の用途に供する畜舎等においては、前項の規定によるほか、当該畜舎等の自動車の出入口は、自動車の回転広場又はこれに代わる設備に面しなければならない。ただし、当該畜舎等の内部において車の方向転換ができるものは、この限りでない。

第10条 (略)

(認定の手数料)

第11条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)	
5 第3条第2項の規定により敷地と道路との関係等に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者	(略)

第12条 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正)
- 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和 4 年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。  
第47条の改正規定の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の不還付) 第12条 既に納めた手数料は、 <u>還付しない</u> 。	(手数料の納入) 第12条 手数料は、 <u>条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 2 既に納めた手数料は、 <u>還付しない</u> 。

第7条 (略)

(認定の手数料)

第8条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)	
5 第3条第2項の規定により敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者	(略)

第9条 (略)

## 新潟県条例第15号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

**第1条** 新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には当該移動後別表細目を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p><b>第2条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)若しくは多目的運動広場(南側)又は新潟スタジアム若しくは</u>野球場内に広告物を表示すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)、多目的運動広場(南側)、新潟スタジアムのグラウンド若しくはスタンド又は野球場のグラウンド(以下この項及び第15条の5第7項において「特定施設」という。)</u>の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、<u>別表第2第5号の表から第7号の表まで又は第9号の表</u>に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額（以下この項において「加算使用料」という。）を納めるときは、<u>特定施設</u>を使用した日（2日以上にわたり連続して使用する場合にあつては、最後に使用した日）の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を知事に報告するとともに、30日以内に加算使用料を納めなければならない。</p> <p>(利用料金)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p><b>第2条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム又は</u>野球場内に広告物を表示すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムのグラウンド若しくはスタンド又は野球場のグラウンドの使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、<u>別表第2第5号又は第7号の表</u>に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額（以下この項において「加算使用料」という。）を納めるときは、<u>グラウンド又はスタンド</u>を使用した日（2日以上にわたり連続して使用する場合にあつては、最後に使用した日）の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を知事に報告するとともに、30日以内に加算使用料を納めなければならない。</p> <p>(利用料金)</p>

## 第15条の5 (略)

## 2・3 (略)

4 利用料金は、別表第2第3号の表から第10号の表までに掲げる施設についてはこれらの表に定める額、規則で定める附属設備については規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

## 5・6 (略)

7 前項本文の規定にかかわらず、特定施設の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、第4項の規定により別表第2第5号の表から第7号の表まで又は第9号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が定める額（以下この項において「加算利用料金」という。）を納めるときは、特定施設を使用した日（2日以上にわたり連続して使用する場合にあつては、最後に使用した日）の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を指定管理者に報告するとともに、30日以内に加算利用料金を納めなければならない。

## 8・9 (略)

## 別表第1（第1条の6関係）

公園名	公園施設	供用日	供用時間
新潟県立 鳥屋野潟 公園	(略)	(略)	(略)
	多目的運動広場（南側）		(略)
	(略)		(略)
(略)			

## 別表第1の2（第5条の2関係）

公園名	有料公園施設
新潟県立鳥屋野潟公園	(略)
	多目的運動広場（南側）
	(略)
(略)	

## 第15条の5 (略)

## 2・3 (略)

4 利用料金は、別表第2第3号の表から第8号の表までに掲げる施設についてはこれらの表に定める額、規則で定める附属設備については規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

## 5・6 (略)

7 前項本文の規定にかかわらず、新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムのグラウンド若しくはスタンド又は野球場のグラウンドの使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、第4項の規定により別表第2第5号又は第7号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が定める額（以下この項において「加算利用料金」という。）を納めるときは、グラウンド又はスタンドを使用した日（2日以上にわたり連続して使用する場合にあつては、最後に使用した日）の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を指定管理者に報告するとともに、30日以内に加算利用料金を納めなければならない。

## 8・9 (略)

## 別表第1（第1条の6関係）

公園名	公園施設	供用日	供用時間
新潟県立 鳥屋野潟 公園	(略)	(略)	(略)
	多目的運動広場（南側） <u>（専用使用の場合に限る。）</u>		(略)
	(略)		(略)
(略)			

## 別表第1の2（第5条の2関係）

公園名	有料公園施設
新潟県立鳥屋野潟公園	(略)
	多目的運動広場（南側） <u>（専用使用の場合に限る。）</u>
	(略)
(略)	

別表第2 (第10条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合

区 分	単 位	金 額
(略)		
ロケーション又は業として写真の撮影をすること。	(略)	(略)
新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)又は多目的運動広場(南側)に広告物を表示すること。	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しを行う際、表示する広告物 表示面積1平方メートルにつき1日	1,300円
(略)		

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合(新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)、多目的運動広場(南側)、新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。)

区 分	単 位	金 額
新潟県立鳥屋野潟公園		
(略)	(略)	(略)
(略)		

(5) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合(新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)に限る。)

区 分	単 位	金 額

別表第2 (第10条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合

区 分	単 位	金 額
(略)		
ロケーション又は業として写真の撮影をすること。	(略)	(略)
(略)		

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合(新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。)

区 分	単 位	金 額	
新潟県立鳥屋野潟公園	多目的運動広場(北側)	全面使用 青少年	1時間 420円
		全面使用 その他	840円
	半面使用	青少年	210円
		その他	420円
	多目的運動広場(南側)	全面使用 青少年	420円
		全面使用 その他	840円
	半面使用	青少年	210円
		その他	420円
(略)		(略)	
(略)			

営利を目的としない場合	全面使用	青少年	1時間	1,000円	入場料を徴収する場合は、左に掲げる額に入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額
		その他		2,000円	
	半面使用	青少年	500円		
		その他	1,000円		
営利を目的とする場合				営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額	

(6) 第五条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（南側）に限る。）

区 分			単 位	金 額	
営利を目的としない場合	全面使用	青少年	1時間	2,000円	入場料を徴収する場合は、左に掲げる額に入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額
		その他		4,000円	
	半面使用	青少年	1,000円		
		その他	2,000円		
営利を目的とする場合				営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額	

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

備考 (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

備考 (略)

第2条 新潟県都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目

に対応する移動別表細目が存在しない場合には当該移動後別表細目を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(行為の制限)</p> <p><b>第2条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)若しくは多目的運動広場(南側)又は新潟スタジアム、<u>野球場若しくはスケートパーク内</u>に広告物を表示すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(有料公園施設の使用の許可)</p> <p><b>第5条の2</b> 別表第1の2に掲げる公園施設(以下「有料公園施設」という。)で次に掲げるもの以外のもの及び規則で定める有料公園施設の附属設備(以下「附属設備」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 新潟スタジアム、<u>サブグラウンド及びスケートパーク</u>(専用使用(排他的な使用をいう。以下同じ。))の場合を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p><b>第10条</b> 次に掲げる者は別表第2に掲げる額の使用料を、附属設備の使用の許可を受けた者は規則で定める額の使用料を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟スタジアム、<u>サブグラウンド及びスケートパーク</u>の使用(専用使用を除く。)をしようとする者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p><b>第2条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)若しくは多目的運動広場(南側)又は新潟スタジアム<u>若しくは野球場内</u>に広告物を表示すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(有料公園施設の使用の許可)</p> <p><b>第5条の2</b> 別表第1の2に掲げる公園施設(以下「有料公園施設」という。)で次に掲げるもの以外のもの及び規則で定める有料公園施設の附属設備(以下「附属設備」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 新潟スタジアム<u>及びサブグラウンド</u>(専用使用(排他的な使用をいう。以下同じ。))の場合を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p><b>第10条</b> 次に掲げる者は別表第2に掲げる額の使用料を、附属設備の使用の許可を受けた者は規則で定める額の使用料を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟スタジアム<u>及びサブグラウンド</u>の使用(専用使用を除く。)をしようとする者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>



第11条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)、多目的運動広場(南側)、新潟スタジアムのグラウンド若しくはスタンド、野球場のグラウンド又はスケートパーク(以下この項及び第15条の5第7項において「特定施設」という。)の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、別表第2第5号の表から第7号の表まで、第9号の表又は第10号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額(以下この項において「加算使用料」という。)を納めるときは、特定施設を使用した日(2日以上にわたり連続して使用する場合にあつては、最後に使用した日)の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を知事に報告するとともに、30日以内に加算使用料を納めなければならない。

(利用料金)

第15条の5 (略)

2 指定管理者による管理の場合には、次に掲げる者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

(1) (略)

(2) 新潟スタジアム、サブグラウンド及びスケートパークの使用(専用使用を除く。)をしようとする者

(3)・(4) (略)

3 (略)

4 利用料金は、別表第2第3号の表から第11号の表までに掲げる施設についてはこれらの表に定める額、規則で定める附属設備については規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

5・6 (略)

7 前項本文の規定にかかわらず、特定施設の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、第4項の規定により別表第2第5号の表から第7号の表まで、第9号の表又は第10号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が定める額(以下この項において「加算利用料金」という。)を納めるときは、特定施設を使用した日(2日以上にわたり連続して使用する場合にあつては、最後に使用した日)の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を知事に報告するとともに、30日以内に加算使用料を納めなければならない。

第11条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)、多目的運動広場(南側)、新潟スタジアムのグラウンド若しくはスタンド又は野球場のグラウンド(以下この項及び第15条の5第7項において「特定施設」という。)の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、別表第2第5号の表から第7号の表まで又は第9号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額(以下この項において「加算使用料」という。)を納めるときは、特定施設を使用した日(2日以上にわたり連続して使用する場合にあつては、最後に使用した日)の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を知事に報告するとともに、30日以内に加算使用料を納めなければならない。

(利用料金)

第15条の5 (略)

2 指定管理者による管理の場合には、次に掲げる者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

(1) (略)

(2) 新潟スタジアム及びサブグラウンドの使用(専用使用を除く。)をしようとする者

(3)・(4) (略)

3 (略)

4 利用料金は、別表第2第3号の表から第10号の表までに掲げる施設についてはこれらの表に定める額、規則で定める附属設備については規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

5・6 (略)

7 前項本文の規定にかかわらず、特定施設の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、第4項の規定により別表第2第5号の表から第7号の表まで又は第9号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が定める額(以下この項において「加算利用料金」という。)を納めるときは、特定施設を使用した日(2日以上にわたり連続して使用する場合にあつては、最後に使用した日)の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を知事に報告するとともに、30日以内に加算使用料を納めなければならない。

り連続して使用する場合にあつては、最後に使用した日)の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を指定管理者に報告するとともに、30日以内に加算利用料金を納めなければならない。

8・9 (略)

別表第1 (第1条の6関係)

公園名	公園施設	供用日	供用時間
新潟県立鳥屋野潟公園	(略)	(略)	(略)
	野球場		午前9時から午後9時まで
	スケートパーク		午後1時(日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前9時)から午後9時まで
(略)			

別表第1の2 (第5条の2関係)

公園名	有料公園施設	
新潟県立鳥屋野潟公園	(略)	
	野球場	(略)
	スケートパーク	
(略)		

別表第2 (第10条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合

区 分	単 位	金 額
(略)		
新潟県立鳥屋野潟公園野球場内に広告物を表示すること。	(略)	(略)
新潟県立鳥屋野潟公園スケートパーク内	競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	表示面積1平方メートル
		1,300円

用する場合にあつては、最後に使用した日)の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を指定管理者に報告するとともに、30日以内に加算利用料金を納めなければならない。

8・9 (略)

別表第1 (第1条の6関係)

公園名	公園施設	供用日	供用時間
新潟県立鳥屋野潟公園	(略)	(略)	(略)
	野球場		午前9時から午後9時まで
(略)			

別表第1の2 (第5条の2関係)

公園名	有料公園施設	
新潟県立鳥屋野潟公園	(略)	
	野球場	(略)
(略)		

別表第2 (第10条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合

区 分	単 位	金 額
(略)		
新潟県立鳥屋野潟公園野球場内に広告物を表示すること。	(略)	(略)

に広告物を表示すること。	を行う際、表示する広告物	につき1日	
	その他の広告物	表示面積1平方メートルにつき1年	34,000円

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）、多目的運動広場（南側）、新潟スタジアム、サブグラウンド、野球場及びスケートパークを除く。）

(略)

(5)～(9) (略)

(10) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園スケートパークに限る。）

区 分	単 位	金 額	
営利を目的としない場合	1時間	4,500円	入場料を徴収する場合は、左に掲げる額に入場料の収入総額に
営利を目的とする場合		営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額	100分の5を乗じて得た額を加算した額

(11) 新潟スタジアム、サブグラウンド、スケートパーク及び体育館（専用使用の場合を除く。）並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合

区 分				単 位	金 額
(略)					
サブグラウンド	(略)		(略)	(略)	(略)
スケートパーク	生徒等		1人につき	450円	
	その他		1回	900円	
	定期券による使用	生徒等	1人につき	5,500円	
		その他	3月	10,500円	
(略)					

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）、多目的運動広場（南側）、新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。）

(略)

(5)～(9) (略)

(10) 新潟スタジアム、サブグラウンド及び体育館（専用使用の場合を除く。）並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合

区 分				単 位	金 額
(略)					
サブグラウンド	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)					

備考 (略)

備考 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の第11条第3項及び別表第2の規定(第10条に係る場合に限る。)は、第1条の規定の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の第15条の5第7項及び別表第2の規定(第15条の5に係る場合に限る。)は、第1条の規定の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。



新潟県条例第16号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の項の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																					
<p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p><u>(22)の2 法第52条第6項第3号の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(23)～(28) (略)</p> <p>(29) <u>法第55条第3項又は第4項第1号若しくは第2号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(30)～(31)の4 (略)</p> <p><u>(31)の5 法第58条第2項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(32)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23)～(28) (略)</p> <p>(29) <u>法第55条第3項第1号又は第2号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(30)～(31)の4 (略)</p> <p>(32)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>																					
<p>別表（第28条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>8の2 法第52条第6項第3号の規定により建築物の容積率に関する特例の認定の申請をしようとする者</u></td> <td><u>1件につき 27,000円</u></td> </tr> <tr> <td>9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10 法第53条第4項又は<u>第5項第1号から第3号までの規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>10の2 法第53条第5項第4号の規定により建築物の建蔽率に</u></td> <td><u>1件につき 160,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～8 (略)	(略)	<u>8の2 法第52条第6項第3号の規定により建築物の容積率に関する特例の認定の申請をしようとする者</u>	<u>1件につき 27,000円</u>	9 (略)	(略)	10 法第53条第4項又は <u>第5項第1号から第3号までの規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)	<u>10の2 法第53条第5項第4号の規定により建築物の建蔽率に</u>	<u>1件につき 160,000円</u>	<p>別表（第28条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10 法第53条第4項又は<u>第5項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～8 (略)	(略)	9 (略)	(略)	10 法第53条第4項又は <u>第5項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)
手数料を納めなければならない者	手数料の額																						
1～8 (略)	(略)																						
<u>8の2 法第52条第6項第3号の規定により建築物の容積率に関する特例の認定の申請をしようとする者</u>	<u>1件につき 27,000円</u>																						
9 (略)	(略)																						
10 法第53条第4項又は <u>第5項第1号から第3号までの規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)																						
<u>10の2 法第53条第5項第4号の規定により建築物の建蔽率に</u>	<u>1件につき 160,000円</u>																						
手数料を納めなければならない者	手数料の額																						
1～8 (略)	(略)																						
9 (略)	(略)																						
10 法第53条第4項又は <u>第5項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)																						

<p>関する特例の許可の申請をしようとする者</p>			
11～13 (略)	(略)	11～13 (略)	(略)
14 法第55条第3項又は第4項各号の規定により建築物の高さの許可の申請をしようとする者	(略)	14 法第55条第3項各号の規定により建築物の高さの許可の申請をしようとする者	(略)
15～16の4 (略)	(略)	15～16の4 (略)	(略)
16の5 法第58条第2項の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者	1件につき 160,000円		
17～30 (略)	(略)	17～30 (略)	(略)
31 法第86条第2項の規定により一の敷地とみなすことによる特例の認定の申請をしようとする者	1件につき、建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	31 法第86条第2項の規定により一の敷地とみなすことによる特例の認定の申請をしようとする者	1件につき、建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
32 (略)	(略)	32 (略)	(略)
33 法第86条第4項の規定により一の敷地とみなすこと等による特例の許可の申請をしようとする者	1件につき、建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	33 法第86条第4項の規定により一の敷地とみなすこと等による特例の許可の申請をしようとする者	1件につき、建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
34 法第86条の2第1項の規定により一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請をしようとする者	1件につき、建築物(新築又は増築等に係るものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	34 法第86条の2第1項の規定により一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請をしようとする者	1件につき、建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
35 法第86条の2第2	1件につき、建築物(新	35 法第86条の2第2	1件につき、建築物(一

<p>項の規定により一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等における各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請をしようとする者</p> <p>36 法第86条の2第3項の規定により一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請をしようとする者</p> <p>37～40 (略)</p>	<p><u>築又は増築等に係るものに限る。</u>以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額1件につき、建築物(新築又は増築等に係るものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(略)</p>	<p>項の規定により一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請をしようとする者</p> <p>36 法第86条の2第3項の規定により一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請をしようとする者</p> <p>37～40 (略)</p>	<p><u>敷地内認定建築物を除く。</u>以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額1件につき、建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



新潟県条例第17号

新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例

新潟県万代島駐車場条例（平成13年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県万代島駐車場等条例</u>	<u>新潟県万代島駐車場条例</u>
(設置)	(設置)
<b>第 1 条</b> 新潟市万代島における施設の利用者、業務従事者等の利便を図るため、万代島駐車場（以下「駐車場」という。） <u>及び万代島バスプール（以下「バスプール」という。）</u> を新潟市中央区万代島及び万代 3 丁目に設置する。	<b>第 1 条</b> 新潟市万代島における施設の利用者、業務従事者等の利便を図るため、万代島駐車場（以下「駐車場」という。） <u>を新潟市中央区万代島及び万代 3 丁目に設置する。</u>
<u>2 バスプールは、旅客の乗降のため又は運行時間を調整するため、乗合自動車（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロの一般貸切旅客自動車運送事業の用に供される自動車をいう。）を停車させ、又は駐車させる。</u>	
(供用時間)	(供用時間)
<b>第 2 条</b> <u>駐車場及びバスプールの供用時間及び入場し、又は出場することができる時間（以下「入出場時間」という。）は、午前零時から午後 12 時までとする。</u>	<b>第 2 条</b> 駐車場の供用時間及び入場し、又は出場することができる時間（以下「入出場時間」という。）は、午前零時から午後 12 時までとする。
2 (略)	2 (略)
(使用の承認)	
<b>第 3 条</b> <u>バスプールを使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u>	
<u>2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、バスプールの使用を承認しないことができる。</u>	
<u>(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。</u>	
<u>(2) バスプールの施設を破損するおそれがあると認めるとき。</u>	
<u>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、バスプールの管理上支障があると認めるとき。</u>	
3 知事は、バスプールの管理上必要があると認め	

るときは、第1項の承認に条件を付することができる。

(使用承認の取消し等)

第4条 知事は、前条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前条第3項の規定により使用の承認に付した条件に違反したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(使用料)

第5条 駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)及び第3条第1項の承認を受けた者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

第6条 (略)

第7条 (略)

(損害賠償)

第8条 故意又は過失により駐車場又はバスプールの施設等を破損した者は、その損害を賠償しなければならない。

第9条 (略)

第10条 (略)

(利用料金)

第11条 指定管理者による管理の場合には、第5条から第7条までの規定は、駐車場の使用について適用しない。

2～7 (略)

(指定管理者の指定)

第12条 第9条第1項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 (略)

第13条 (略)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、駐車場及びバスプールの管理に関し必要な事項は、規則で定

(使用料)

第3条 駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

第4条 (略)

第5条 (略)

(損害賠償)

第6条 故意又は過失により駐車場の施設等を破損した者は、その損害を賠償しなければならない。

第7条 (略)

第8条 (略)

(利用料金)

第9条 指定管理者による管理の場合には、第3条から第5条までの規定は、適用しない。

2～7 (略)

(指定管理者の指定)

第10条 第7条第1項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 (略)

第11条 (略)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

める。

別表（第5条、第11条関係）

区 分		単 位	使用料
駐 車 場	普通 駐車	(略)	
	普通車 大型車		
	定期駐車券に よる駐車		
バスプール		1月につき1台	12,200円

備考 (略)

別表（第3条、第9条関係）

区 分		単 位	使用料
普通駐車	普通車 大型車	(略)	
定期駐車券による 駐車			

備考 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県条例第18号

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年新潟県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（開示決定等の期限）</p> <p><b>第25条</b> 開示決定等は、開示請求があった日から<u>14日</u>以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（開示決定等の期限の特例）</p> <p><b>第26条</b> 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>44日</u>以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（開示決定等の期限）</p> <p><b>第25条</b> 開示決定等は、開示請求があった日から<u>15日</u>以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（開示決定等の期限の特例）</p> <p><b>第26条</b> 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>45日</u>以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第19号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(道路交通法関係手数料)</p> <p><b>第 8 条</b> 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 法第75条の12第 1 項の特定自動運行の許可を受けようとする者 1 件につき標準政令本則の表72の 4 の項の下欄に掲げる金額</u></p> <p><u>(9) 法第75条の16第 1 項の特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者 1 件につき標準政令本則の表72の 5 の項の下欄に掲げる金額</u></p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(道路交通法関係手数料)</p> <p><b>第 8 条</b> 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>

## 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第20号

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(信号機に関する基準)</p> <p><b>第2条</b> 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車<u>(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)</u>又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>	<p style="text-align: center;">(信号機に関する基準)</p> <p><b>第2条</b> 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。